商品概要説明書

（令和７年 11 月１日現在）

商品名	㈱ジャックス保証型マイカーローン
ご利用いただける方	○ 借入申込時の年齢が満 18 歳以上（完済時年齢満 80 歳以下） ○ 安定継続した収入が見込める方。 ○ 君津市、富津市、袖ケ浦市内に居住または勤務していること。 ○ 過去に不渡り、延滞等の事故がなく、㈱ジャックスの保証が受けられること。 ○ マイカーローン借換えの場合、借換対象ローンで直近６ヶ月以内に返済遅延のない方。 ○ 新卒者の場合、就職先の内定が確定している方 ※新卒者とは、３月に高校・専門学校・短大・大学（院）のいずれかの学校を卒業予定で同年４月に就職する満１８歳以上とする。
資金使途	申込人またはその家族が必要とする以下の資金 ○ 自動車（自動二輪含む。）購入資金 ○ カー用品購入資金、車検・修理費用、および運転免取得費用 ○ 車庫建設費用（車庫建設資金としては貸出金額100万円以内） ○ マイカーローンの借換資金（残価設定型ローンの残価部分の借換えを含む。） 但し、事業性資金は除く。家族は親子間のみとする。
貸出金額	○ 10 万円以上 1,000 万円以内（員外は 500 万円以内）で１万円単位 但し、借換えの場合は残存一括償還金額以内とする。また車庫建設資金としては貸出金額 100 万円以内とする。
貸出期間	○ ６ヶ月以上 10 年以内（1ヵ月単位）
貸出利率	○【変動金利型】 お借入時の利率は、３月１日、６月１日、９月１日および 12 月１日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年４回見直しを行い、４月１日、７月１日、10 月１日および１月１日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、４月１日および 10 月１日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年２回見直しを行い、６月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ○【固定金利】キャンペーンの時のみ ○ 詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。
貸出方法	○ 証書貸付 実行金は申込者口座経由で販売業者への振込とします。 借換の場合は、借換対象ローンの借入先または顧客返済口座への振込とする。 自動車と同時購入のカー用品等については、30 万円を限度として見積書不要で申込者口座への振込を可とする。
返済方法	○ 毎月元利均等分割返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）

	○ 毎月元利均等分割返済と特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年２回の特定月に増額して返済する方式「ボーナス払い」) 特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1 万円単位です。 ○元金据置返済 新卒者限りとし、据置き可能期間は、就職前６ヶ月以内(１０月～翌年３月)
担保	○ 不要です。
団体信用生命共済（保険）	○ 団体信用生命共済にご加入いただくこともできます。詳しくは当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。
保証人	○ 株式会社ジャックスの保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 但し、株式会社ジャックスが必要と認めた場合は連帯保証人を徴する。
保証料	○ 貸出金利率に保証料率年 0.65%を含みます。 ※新規登録から 3 ヵ月以内の新古車、および新規登録から 6 ヵ月以内の借換え対象車は新車として扱います。
手数料	○ ご融資の際、3,300 円の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○ ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ① 全額繰上返済の場合 5,500 円（借入残期間が 3 年以上の場合） ② 一部繰上返済の場合 3,300 円（借入残期間が 3 年以上の場合） ○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、3,300 円の条件変更手数料（消費税等含む）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては，当組合本支店（所）または総務部(電話：0439－70－1331)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し，迅速かつ適切な対応に努め，苦情等の解決を図ります。 また，千葉県農業協同組合中央会が設置・運営するＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも，苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は，次の機関を利用できます。上記当組合総務部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03－3581－0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03－3595－8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03－3581－2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。

	・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他	○ お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○ 印紙税が別途必要となります。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡきみつ